

立川市立川公園野球場（コトブキヤスタジアム）における  
広告スペース使用に関する募集要項

1. 施設の概要等

(1) 施設の概要

施設の名称 立川市立川公園野球場  
所在地 立川市錦町6丁目29番62号  
竣工年月 昭和29年4月  
施設面積 20,368㎡  
施設概要 グラウンド：両翼97m 中堅120m  
夜間照明設備（4基）  
スコアボードあり  
観客席 10,000人(外野芝生席を含む)  
スタンドのみ約1,900人  
トイレ バリアフリー対応

(2) 施設利用方法等

利用種目 硬式野球・軟式野球・ソフトボール  
利用時間・使用料等

利用時間	利用単位	利用対象	施設使用料※
4月～10月 午前9時～午後9時	2時間	市内	3,200円
11・12・3月 午前10時～午後4時		市外	6,400円
(夜間照明料含む) 午後5時～午後7時	2時間	市内	6,400円
		市外	15,200円
(夜間照明料含む) 午後7時～午後9時	2時間	市内	9,600円
		市外	24,000円

※入場料を徴収する場合は、施設使用料に加算があります。

※1月から2月は、施設維持管理のため利用休止期間になります。

(3) 利用者実績

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
19,999	25,109	18,319	12,185	15,940	13,226	8,286※

※改修工事のため、令和3年8月から令和4年9月まで利用を休止

(4) 施設改修状況など

3塁側スタンド・ネットフェンス及び外野フェンスをリニューアルし、令和4年10月より利用を開始しています。

2. 広告スペースの使用方法等

(1) 広告の内容

商品名、企業名、団体名等の文字とロゴ等の組み合わせを基本とした広告物とします。  
また、立川市広告掲載規則第5条に規定されている下記の事項に該当する場合は、広告を

掲載できません。

- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 風俗営業等に係るもの
- ・ 公序良俗に反するおそれのあるもの
- ・ 政治活動又は宗教活動に係るもの
- ・ 社会問題、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- ・ 暴力団等の活動に係るもの
- ・ 市の品位を損なうおそれのあるもの又は市の広報内容に反し、若しくは市の名誉を傷つけるおそれのあるもの

## (2) 広告物の作成・費用

広告物については、下記の条件を確認して自己負担で作成し、市が別途指定する日程により施工をお願いします。なお、経年劣化や利用環境（プレーによりボールが当たるなど）により変状が見受けられた際には、市から使用者に補修等の依頼又は指示を行うこととします。作成、施工、原状回復、経年劣化などによる補修等に係る費用はすべて自己負担となります。

### ○ 材質

- ・ シート状のもの（厚みの無いもの）で、剥離することができるものとし、太陽光及び照明等を反射しないもの。
- ・ シールでの広告施工については、下地加工を行うと剥離する際にラバーフェンスを損傷することがあります。ラバーフェンス等の損傷については、原状回復をしていただきますので、ご注意ください。
- ・ 塗料については、フェンス自体に伸縮性があるため、伸縮追随性の高い塗料を使用してください。

### ○ 加工

- ・ 直射日光や風雨によって急激に劣化しないような加工を施したものとします。

### ○ 色調

- ・ 野球場（フェンス）については、青を基調とした下地または透明の下地に、薄黄色を基調とした文字色とします（文字のみのカッティングシール施工も同様です）。

## 3. 募集期間

募集期間は下記の表のとおりです。掲載場所（区分）については、応募者多数の場合は抽選決定します。広告スペースに空きがある場合等は随時募集を行います。

なお、使用の承認は、広告掲載内容の審査後に通知します。

	募集期間等
申請書類配布	令和5年1月6日～
申請受付（抽選）	令和5年1月6日～2月28日（必着）
結果通知	令和5年3月中旬予定

- ※ 今回の募集以降にスペースに空きがある場合は、随時募集・先着順で使用を決定する予定です。

#### 4. 使用期間

広告スペース使用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（年度）とします。ただし、年度の途中から使用する場合は、当該年度の3月31日までとします。この場合、使用開始は利用開始月の1日からとし、使用料は「5. 広告掲載料等」（2）を参照ください。

翌年度も使用を希望する場合は、再度申請書を提出することができます。同一の区画で使用申請し、承認を受けた場合は引き続き使用することができます。この場合、5年間（年度）を上限とし、継続の使用申請が優先されます。

ただし、すでに掲示している広告物について、劣化等による補修等の指示に応じない場合は、5年間の優先規定が適用されない場合もあります。

#### 5. 広告掲載料等

##### （1）年間使用料

広告スペース（掲出箇所）	広告スペース使用料（年間）	区画
外野フェンス（1m×10m）	100,000円	12区画

※ 区画位置は、別紙参照

※ 応募状況により、ご希望いただいた区画以外の区画への掲出をご相談させていただく場合がございます。

##### （2）年度途中からの使用料

使用開始月から3月31日までの月数に応じた使用料を決定します（運動場の利用休止期間（1月から2月）を含めて計算しますので、ご注意ください）。

##### （3）使用料の支払期限

広告スペースの使用料は、使用の承認の決定の日から指定する日までの間に、その全額を納入ください（使用開始月から年度末までの期間分までの月割計算になります）。

※ 3月中に結果通知を送付しますが、承認通知は4月1日付けで送付予定です。

#### 6. 応募方法

##### （1）提出物

- ① 広告スペース使用申請書
- ② 広告掲載申込書
- ③ 広告物の原稿の見本または広告内容等の概要書

##### （2）注意事項

- ・ 原則として、使用申請書の提出後の取下げは認めませんので、提出の際は十分検討をされたうえでお願いします。

## 7. 広告スペース使用期間の完了

使用期間終了後においても引き続き広告スペースの使用を希望しない場合は、使用期間終了の1か月前までにスポーツ振興課に報告し、原状回復等について協議を行ってください。

## 8. 施設の愛称

株式会社壽屋のネーミングライツ取得に伴い、令和5年4月1日からはコトブキヤスタジアムの愛称の使用開始を予定しています。

### 【広告募集に関する問合せ先】

立川市総合政策部行政経営課

〒190-8666 立川市泉町1156番地の9

電話番号：042-528-4354 Fax番号：042-521-2653

e-mail アドレス：g-keiei@city.tachikawa.lg.jp

### 【提出先・利用に関する問合せ先】

立川市産業文化スポーツ部スポーツ振興課（泉市民体育館内）

〒190-8666 立川市泉町786番地の11

電話番号：042-529-8515 Fax番号：042-534-5169

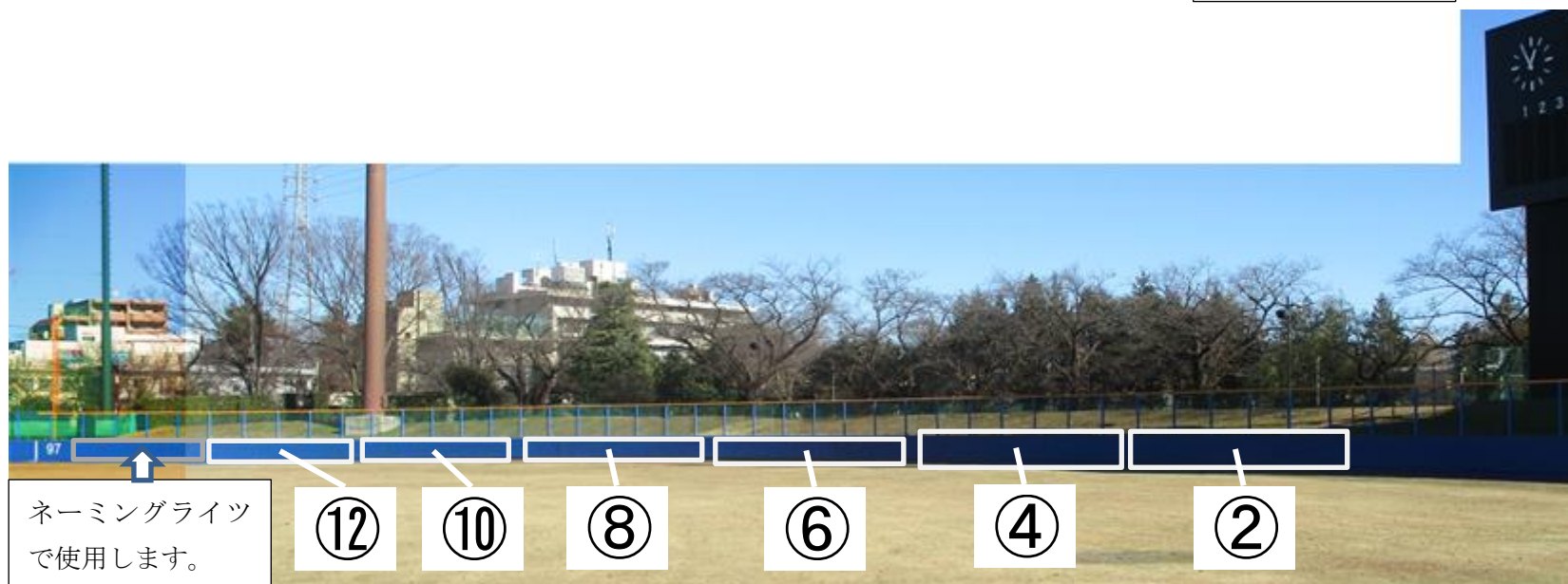
e-mail アドレス：sports@city.tachikawa.lg.jp

## 別紙：区画位置

○ライト側



○レフト側



※ 使用スペースに空きが生じないよう、原則としてセンター寄りの区画①→⑫の順番に使用を決定します。そのため、お申込みいただいた際に掲出を希望する具体的な区画番号をお知らせいただいた場合でも、応募状況により、ご希望いただいた区画以外の区画への掲出をご相談させていただく場合がございます。

※ ネーミングライツに係る使用スペースがありますので、ご了承ください。

(令和5年1月13日追記) 募集区画を分かりやすくするため、各区画に番号を振り、説明文の下線部を追記・修正いたしました。